

新型コロナウイルス感染症関連情報

㊦ 広報 あさひまち

令和4年11月16日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

町民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

山形県も含め北海道や東北で新規陽性者数が増加傾向にあり、感染拡大の第8波の危険も懸念されている状況にあります。

朝日町での第8波の到来を防ぐため、今後年末年始にかけ、飲食を伴う機械が増えることから町民の皆様及び事業者の皆様には、引き続き以下の基本的な感染防止対策等を徹底していただくよう、ご理解、ご協力をお願いします。

①感染防止対策の徹底等について

- ・場面や状況に応じた不織布マスクの正しい着用や、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底を引き続きお願いします。
- ・特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。
- ・子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話する際にはマスクの活用などを考えてください。
- ・重症化予防に有効なワクチン接種について、継続的な接種の検討をお願いします。
- ・県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。（町内医療機関では、町民の方を対象に無料のPCR検査を実施しています）

②企業活動等における感染防止対策等について

- ・従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。
- ・テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ・従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP事業継続計画の作成・点検を進めてください。
- ・体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- ・従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。
- ・従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。（裏面に続く）

③県外との往来等について

- ・移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

④会食等について

- ・会食の際も、不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・職場での昼食や休憩中の飲食等も含め、黙食を基本とし、会話をする際はマスクの着用を徹底してください。
- ・会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！

【会食における感染防止の取組み】

- ・飲酒は節度を守り、深酒などは控える。
 - ・箸やコップは使い回さず、お酌はしない。
 - ・体調が悪い人は参加しない。
 - ・カラオケを利用する場合は、十分な距離を取り、マスクを着用する
 - ・会話タイムと飲食タイムを分けて、飲食が始まるタイミングで、主催者から極力会話を控えるようお願いし、会話タイムでは常に不織布マスクを着用する。
- ※なお、弁当やテイクアウトの活用もお勧めします。

⑤重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について

- ・高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
- ・健康上の理由等でワクチンを接種できない方や、ワクチン接種の対象年齢に満たない子どもへの感染を防ぐため、そのご家族は感染対策を徹底してください。
- ・高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

▶問合せ先

総務課 危機管理対策室 危機管理環境係 ☎67-2111